

## 特別養護老人ホーム「鹿田の庄」入所申込みの案内

### 【 申し込みに必要なもの 】

#### 1・特別養護老人ホーム「鹿田の庄」入所申し込み書

要介護1、2の方は「特例入所申込書」を添付

#### 2・介護保険被保険者証・介護保険負担割合証のコピー

#### 3・後期高齢者医療被保険者証または健康保険証または高齢受給者証のコピー

#### 4・直近の1ヶ月分のサービス利用票のコピー

- \* 上記の書類を施設へできるだけ直接お持ちください。揃っていない場合は、受け付けが出来ませんので、ご注意ください。
- \* 入所申込み書の記入は、できる限り正確かつ詳しくお書き下さい。後日、記載事項に明らかな虚偽が判明した場合は、入所申込みが無効になります。
- \* 記載事項に変更が生じた場合は、必ず届け出をして下さい。
- \* 年1回書面にて調査を致しますが、返信やご連絡がない場合、調査後2年間は保留（保留期間は調査を行いません）とさせて頂き、その後、再申し込みが必要となりますので、ご注意ください。



特別養護老人ホーム鹿田の庄  
岡山市北区東古松5丁目5-3  
TEL : 086-234-0333  
担当 : 生活相談員

## 入 所 申 込 書

令和 年 月 日

本人	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和	性別	男・女
	氏名			年 月 日( 歳)		
	住所	郵便番号( — )		電話番号		
		( _____ 小学校区)				

家族・申込者	フリガナ		続柄		備考	
	氏名					
	住所	郵便番号( — )		電話番号		
		( _____ 小学校区)		携帯番号		
その他連絡先	郵便番号( — )		電話番号			

支援事業所 居宅介護	事業所名		電話番号	
	フリガナ		備考	
担当者				

他申込 施設 状況	施設名1		申込 予定・済 (申込時期 年 月頃)
	施設名2		申込 予定・済 (申込時期 年 月頃)
	施設名3		申込 予定・済 (申込時期 年 月頃)

## 【説明確認及び同意書】

- ・入所申込から契約までの必要な手続き、入所順位決定方法、ならびに入所にあたっての注意事項について、施設から説明を受けました。
- ・入所前調査において取得した個人情報、施設で行われる入所判定の資料として使用することに同意します。
- ・申込書の内容に変化があった場合は、施設に連絡することについて同意します。
- ・入所可能な案内があつたにもかかわらず、自己都合により入所を辞退した場合は、入所順位名簿から削除されることに同意します。
- ・入所制度の適正な運用のため、この申込書及びそれらから作成した資料等を行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- ・施設が居宅介護支援事業者等への入所希望者の状況について確認することに同意します。
- ・入所申込者が特例入所対象者である場合に、施設が介護保険の保険者である市町村へ特例入所の申込状況及び入所希望者の状況等について照会すること、また、当該市町村が担当の介護支援専門員等から入所申込者の状況等について確認することに同意します。

令和 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)

## 【施設記入欄】

--

担当者名:

介護認定	申請(更新・変更)中・済	被保険者番号	
要介護度	1・2・3・4・5	有効期間	年 月 日～ 年 月 日

特例入所要件の有無	有(詳細は別紙「特例入所申込書」のとおり)・無
-----------	-------------------------

介護者の状況	( )内は該当項目にチェック 該当する番号1つに○	1. 身寄りがなく、介護する者がいない
		2. 介護する者がいない( )介護者が長期入院・入所 ( )介護者が遠方に在住)
		3. 介護する者はいるが、十分な介護力がない (介護者が ( ) 要介護状態 ( ) 病気療養中 ( ) 障害がある)
		4. 介護する者はいるが、介護にあたる時間を十分に確保できない (介護者が ( ) 要介護状態・高齢 ( ) 就労している ( ) 他にも介護している ( ) 育児している)
		5. 介護する者はいるが、上記以外の理由で介護を行うことが困難である
		6. 1～5に該当しない(介護に欠ける状態ではない)
		※ 上記を記入し、現在の家族状況、介護者の状況をご記入ください。

入所者本人の状況	( )内は該当項目にチェック 該当する番号1つに○ 現在の住居及び介護サービスの利用状況	1. 施設 ( ) 特養( ( ) 従来型 ( ) ユニット型) ( ) 老健 ( ) 介護療養型 ( ) 養護 ( ) ケアハウス ( ) 認知症グループホーム ( ) 有料老人ホーム ( ) 救護・更生施設(保護施設) ( ) 障害者入所施設 ( ) 生活支援ハウス ( ) その他( ) 施設名: _____ 担当者: _____
		2. 病院 (病名: _____ 入院: _____ 年 月 日から) 病院名: _____ 担当者: _____
		3. 在宅 ( ) 訪問介護( ( ) 週4回以上 ( ) 週2～3回 ( ) 週1回) ( ) 訪問入浴介護( ( ) 週1回以上) ( ) 訪問看護/訪問リハビリテーション( ( ) 週2回以上 ( ) 週1回) ( ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ( ) 夜間対応型訪問介護 ( ) 通所介護/通所リハビリテーション( ( ) 週2回以上 ( ) 週1回) ( ) 認知症対応型通所介護 ( ) 短期入所生活介護/療養介護(最近3か月の利用日数合計 _____ 日) ( ) 小規模多機能型居宅介護 ( ) 複合型サービス

その他	( )内は該当項目にチェック 該当する番号全てに○	1. 当該施設併設のショートステイを利用( ( ) 通算60日以上 ( ) 通算30日以上)
		2. 本人若しくは家族の住所 ( ( ) 桑田・岡輝中学校区内 ( ) 桑田・岡輝中学校区に隣接する小学校区内)
		3. 本人若しくは家族がボランティア等で当法人に寄与
		4. 居住環境が介護に適さない (居住スペースが2階以上であり、階段の上り下りが必須。但し必ず介助が必要な方に限る。) (「床が抜けている」「雨漏りが酷い」等一般生活に支障がある住宅)
		※ 上記を記入し、申込理由等ご記入ください。

## 特例入所申込書(入所申込書別紙)

下記のとおり、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があるの  
で、特例入所の申立を行います、

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_  
被保険者番号 \_\_\_\_\_ 要介護度 1・2  
入所申込先施設 \_\_\_\_\_

1 該当事項に☑をし、具体的状況を記載してください。

認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。

家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。

単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

(具体的状況)

[ ]

2 担当の介護支援専門員意見

[ ]

### ※「特例入所申込書」の書き方

- 要介護認定が1又は2の人が入所申込をする場合にのみ記入してください。
- 入所申込書を施設へ提出する際に一緒に提出してください。
- 「1. 該当事項に☑をし、具体的状況を…」
  - ・4つの「☐」のうち、該当するものに☑をしてください。
  - ・(具体的状況)は、特例入所の要件に該当しているかどうか、よくわかるように詳しく記入してください。
  - ・表面に書き切れない場合は、裏面又は別紙に記入してください。
- 「2. 担当の介護支援専門員意見」
  - ・担当の介護支援専門員(ケアマネ)の方に特例入所の要件に該当するかどうかの意見を記入してもらってください。
  - ・表面に書き切れない場合は、裏面又は別紙に記入してください。

1 (具体的状況)

[Empty space for detailed description]

2 担当の介護支援専門員意見

[Empty space for professional opinion]

**介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム鹿田の庄 利用料金表(利用者負担1割)**

令和6年4月1日改定

基本料金	要介護度	費用	内訳(介護費用+食費+居住費)
	<b>要介護1</b>	<b>4,525 円/日</b>	<b>680円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円</b>
<b>要介護2</b>	<b>4,596 円/日</b>	<b>751円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円</b>	
<b>要介護3</b>	<b>4,672 円/日</b>	<b>827円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円</b>	
<b>要介護4</b>	<b>4,744 円/日</b>	<b>899円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円</b>	
<b>要介護5</b>	<b>4,814 円/日</b>	<b>969円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円</b>	
加算	初期加算	31 円/日	新規入所及び入所後連続30日以上の入院後再び入所された場合30日間加算
	入院・外泊時費用	250 円/日	入院及び外泊をした際に、入退院(所)目を除く6日間(月をまたぐ場合は最大12日間)
	個別機能訓練加算	13 円/日	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について加算
	日常生活継続支援加算	47 円/日	12か月以内の新規入所者のうち要介護4～5の方の割合が70%以上、又は12か月以内の新規入所者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の割合が65%以上、又はたんの吸引及び経管栄養の管理を必要とする方の割合が15%以上であって、介護福祉士の割合が入所者の数が6又はその端数を増す毎に1以上配置している場合
	夜勤職員配置加算	19 円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合に加算
	栄養マネジメント強化加算	12 円/日	管理栄養士を配置し主治医及び他職種と検討の上、嚥下機能及び食事形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、それに従って栄養管理を行った場合に加算
	経口移行加算	29 円/日	経管栄養の方に対し、経口摂取に移行する為の栄養管理を実施(180日間限度)
	経口維持加算	406 円/月:(Ⅰ)	経口から食事を摂取している方で、摂食機能障害から誤嚥が認められる場合に加算
		102 円/月:(Ⅱ)	Ⅰ:経口維持計画を作成し、栄養管理を実施(6ヶ月間限度) Ⅱ:会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が参加
	口腔衛生管理加算	92 円/月:(Ⅰ)	Ⅰ:歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合 Ⅱ:Ⅰの要件に加えて、航空機能改善管理指導計画等の
		112 円/月:(Ⅱ)	情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、有効な実施のための情報を活用していること
	療養食加算	6 円/回	医師が管理して療養食を提供した場合(朝昼夕で3回に分けて加算)
	看護体制加算(Ⅰ)	6 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	看護体制加算(Ⅱ)	14 円/日	看護職員を基準配置よりも1名多く配置し、24時間の連絡体制(オンコール体制)を確保している場合
	看取り介護加算	73 円/日:(Ⅰ)	医師が終末期にあると判断し、同意を得た上で看取りの介護を行った場合に45日を限度に加算 Ⅰ:31日～45日、Ⅱ:4日前～30日前、Ⅲ:前日及び前々日、Ⅳ:当日
		146 円/日:(Ⅱ)	
		690 円/日:(Ⅲ)	
		1298 円/日:(Ⅳ)	
	サービス提供体制強化加算	23 円/日:(Ⅰ)	Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上、又は直接介護を提供する職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上、かつサービスの質の向上に資する取り組みを実施している Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上、又は介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内いずれかを算定。但し日常生活支援加算を算定している場合は同時に算定できない
		19 円/日:(Ⅱ)	
		6 円/日:(Ⅲ)	
	排泄支援加算	11 円/月:(Ⅰ)	排せつに介護を要する入居者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、入所時等に評価するとともに、6か月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。評価に基づき、3か月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。
		16 円/月:(Ⅱ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
		21 円/月:(Ⅲ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
	褥瘡マネジメント加算	3 円/月:(Ⅰ)	入居者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、利用開始時、その後3か月毎に一回評価を行い、評価結果を厚生労働省に報告、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、計画に沿って入居者毎に褥瘡管理を実施し、その内容や状態について記録した上で、3か月毎に計画を見直している場合
		14 円/月:(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者に褥瘡の発生がない場合
	科学的介護推進体制加算	41 円/月:(Ⅰ)	入居者毎の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
		51 円/月:(Ⅱ)	入居者毎の心身及び疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
	安全対策体制加算	21 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回限り算定可能)
	退所時相談援助加算	406 円/回	退所後の相談援助を行い、且つ、市町村及び介護支援センター等に対して必要な情報を提供した場合
	退所前連携加算	507 円/回	退所に先立って、希望する居宅介護支援事業者に対して情報の提供を行い、連携して退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合
	退所前訪問相談援助加算	467 円/回	退所に先立って、退所後生活する居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して退所後のサービスについて相談援助を行った場合に最大2回を限度として加算
	退所後訪問相談援助加算	467 円/回	退所後30日以内に生活している居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して相談援助を行った場合に1回を限度として加算
	在宅復帰支援機能加算	11 円/日	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うと共に居宅介護支援事業者や主治医との連携を図る場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	203 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合に7日を限度として加算
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の6.0%	介護職員処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.7%	介護職員等特定処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合	

◎食費・居住費は世帯収入により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る事がありますが、ご了承下さい。

**介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム鹿田の庄 利用料金表(利用者負担2割)**

令和6年4月1日改定

基本料金	要介護度	費用	内訳(介護費用+食費+居住費)
	要介護1	5,204 円/日	1359円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	要介護2	5,346 円/日	1501円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	要介護3	5,498 円/日	1653円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	要介護4	5,642 円/日	1797円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	要介護5	5,782 円/日	1937円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
加算	初期加算	61 円/日	新規入所及び入所後連続30日以上入院後再び入所された場合30日間加算
	入院・外泊時費用	499 円/日	入院及び外泊をした際に、入院(所)日を除く6日間(月をまたぐ場合は最大12日間)
	個別機能訓練加算	25 円/日	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について加算
	日常生活継続支援加算	94 円/日	12か月以内の新規入所者のうち要介護4～5の方の割合が70%以上、又は12か月以内の新規入所者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の割合が65%以上、又はたんの吸引及び経管栄養の管理を必要とする方の割合が15%以上であって、介護福祉士の割合が入所者の数が6又はその端数を増す毎に1以上配置している場合
	夜勤職員配置加算	37 円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合に加算
	栄養マネジメント強化加算	23 円/日	管理栄養士を配置し主治医及び他職種と検討の上、嚥下機能及び食事形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、それに従って栄養管理を行った場合に加算
	経口移行加算	57 円/日	経管栄養の方に対し、経口摂取に移行する為の栄養管理を実施(180日間限度)
	経口維持加算	812 円/月:(Ⅰ)	経口から食事を摂取している方で、摂食機能障害から誤嚥が認められる場合に加算
		203 円/月:(Ⅱ)	Ⅰ:経口維持計画を作成し、栄養管理を実施(6ヶ月間限度) Ⅱ:会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が参加
	口腔衛生管理加算	183 円/月:(Ⅰ)	Ⅰ:歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合 Ⅱ:Ⅰの要件に加えて、航空機能改善管理指導計画等の
		223 円/月:(Ⅱ)	情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、有効な実施のための情報を活用していること
	療養食加算	12 円/回	医師が管理して療養食を提供した場合(朝昼夕で3回に分けて加算)
	看護体制加算(Ⅰ)	12 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	看護体制加算(Ⅱ)	27 円/日	看護職員を基準配置よりも1名多く配置し、24時間の連絡体制(オンコール体制)を確保している場合
	看取り介護加算	146 円/日:(Ⅰ)	医師が終末期にあると判断し、同意を得た上で看取りの介護を行った場合に45日を限度に加算 Ⅰ:31日～45日、Ⅱ:4日前～30日前、Ⅲ:前日及び前々日、Ⅳ:当日
		292 円/日:(Ⅱ)	
		1379 円/日:(Ⅲ)	
		2596 円/日:(Ⅳ)	
	サービス提供体制強化加算	45 円/日:(Ⅰ)	Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上、又は直接介護を提供する職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上、かつサービスの質の向上に資する取り組みを実施している Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上、又は介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内いずれかを算定。但し日常生活支援加算を算定している場合は同時に算定できない
		37 円/日:(Ⅱ)	
		12 円/日:(Ⅲ)	
	排泄支援加算	21 円/月:(Ⅰ)	排せつに介護を要する入居者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、入所時等に評価するとともに、6か月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。評価に基づき、3か月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。
		31 円/月:(Ⅱ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
		41 円/月:(Ⅲ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
	褥瘡マネジメント加算	6 円/月:(Ⅰ)	入居者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、利用開始時、その後3か月毎に一回評価を行い、評価結果を厚生労働省に報告、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、計画に沿って入居者毎に褥瘡管理を実施し、その内容や状態について記録した上で、3か月毎に計画を見直している場合
		27 円/月:(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者に褥瘡の発生がない場合
	科学的介護推進体制加算	81 円/月:(Ⅰ)	入居者毎の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
		102 円/月:(Ⅱ)	入居者毎の心身及び疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
安全対策体制加算	41 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回限り算定可能)	
退所時相談援助加算	812 円/回	退所後の相談援助を行い、且つ、市町村及び介護支援センター等に対して必要な情報を提供した場合	
退所前連携加算	1014 円/回	退所に先立って、希望する居宅介護支援事業者に対して情報の提供を行い、連携して退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合	
退所前訪問相談援助加算	933 円/回	退所に先立って、退所後生活する居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して退所後のサービスについて相談援助を行った場合に最大2回を限度として加算	
退所後訪問相談援助加算	933 円/回	退所後30日以内に生活している居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して相談援助を行った場合に1回を限度として加算	
在宅復帰支援機能加算	21 円/日	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うと共に居宅介護支援事業者や主治医との連携を図る場合	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	406 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合に7日を限度として加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の6.0%	介護職員処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.7%	介護職員等特定処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合	

◎食費・居住費は世帯収入により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る場合がありますが、ご了承下さい。

**介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム鹿田の庄 利用料金表(利用者負担3割)**

令和6年4月1日改定

基本料金	要介護度	費用	内訳(介護費用+食費+居住費)
	<b>要介護1</b>	<b>5,883 円/日</b>	2038円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	<b>要介護2</b>	<b>6,096 円/日</b>	2251円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	<b>要介護3</b>	<b>6,325 円/日</b>	2480円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	<b>要介護4</b>	<b>6,541 円/日</b>	2696円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
	<b>要介護5</b>	<b>6,750 円/日</b>	2906円+1445円(朝315円・昼610円・夕520円)+2400円
加算	初期加算	92 円/日	新規入所及び入所後連続30日以上入院後再び入所された場合30日間加算
	入院・外泊時費用	749 円/日	入院及び外泊をした際に、入院(所)日を除く6日間(月をまたぐ場合は最大12日間)
	個別機能訓練加算	37 円/日	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について加算
	日常生活継続支援加算	140 円/日	12か月以内の新規入所者のうち要介護4～5の方の割合が70%以上、又は12か月以内の新規入所者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の割合が65%以上、又はたんの吸引及び経管栄養の管理を必要とする方の割合が15%以上であって、介護福祉士の割合が入所者の数が6又はその端数を増す毎に1以上配置している場合
	夜勤職員配置加算	55 円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準を1以上上回っている場合に加算
	栄養マネジメント強化加算	34 円/日	管理栄養士を配置し主治医及び他職種と検討の上、嚥下機能及び食事形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、それに従って栄養管理を行った場合に加算
	経口移行加算	85 円/日	経管栄養の方に、経口摂取に移行する為の栄養管理を実施(180日間限度)
	経口維持加算	1217 円/月:(Ⅰ) 305 円/月:(Ⅱ)	経口から食事を摂取している方で、摂食機能障害から誤嚥が認められる場合に加算 Ⅰ:経口維持計画を作成し、栄養管理を実施(6ヶ月間限度) Ⅱ:会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が参加
	口腔衛生管理加算	274 円/月:(Ⅰ) 335 円/月:(Ⅱ)	Ⅰ:歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合 Ⅱ:Ⅰの要件に加えて、航空機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、有効な実施のための情報を活用していること
	療養食加算	18 円/回	医師が管理して療養食を提供した場合(朝昼夕で3回に分けて加算)
	看護体制加算(Ⅰ)	18 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	看護体制加算(Ⅱ)	40 円/日	看護職員を基準配置よりも1名多く配置し、24時間の連絡体制(オンコール体制)を確保している場合
	看取り介護加算	219 円/日:(Ⅰ)	医師が終末期にあると判断し、同意を得た上で看取りの介護を行った場合に45日を限度に加算 Ⅰ:31日～45日、Ⅱ:4日前～30日前、Ⅲ:前日及び前々日、Ⅳ:当日
		438 円/日:(Ⅱ)	
		2069 円/日:(Ⅲ)	
		3894 円/日:(Ⅳ)	
	サービス提供体制強化加算	67 円/日:(Ⅰ) 55 円/日:(Ⅱ) 18 円/日:(Ⅲ)	Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上、又は直接介護を提供する職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士が占める割合が35%以上、かつサービスの質の向上に資する取り組みを実施している Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上、又は介護・看護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの内いずれかを算定。但し日常生活支援加算を算定している場合は同時に算定できない
	排泄支援加算	31 円/月:(Ⅰ)	排せつに介護を要する入居者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、入所時等に評価するとともに、6か月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。評価に基づき、3か月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。
		46 円/月:(Ⅱ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
		61 円/月:(Ⅲ)	Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
	褥瘡マネジメント加算	9 円/月:(Ⅰ)	入居者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、利用開始時、その後3か月毎に一回評価を行い、評価結果を厚生労働省に報告、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、計画に沿って入居者毎に褥瘡管理を実施し、その内容や状態について記録した上で、3か月毎に計画を見直している場合
		40 円/月:(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者に褥瘡の発生がない場合
	科学的介護推進体制加算	122 円/月:(Ⅰ)	入居者毎の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
		153 円/月:(Ⅱ)	入居者毎の心身及び疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報等を適切かつ有効に活用していること
	安全対策体制加算	61 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回限り算定可能)
	退所時相談援助加算	1217 円/回	退所後の相談援助を行い、且つ、市町村及び介護支援センター等に対して必要な情報を提供した場合
	退所前連携加算	1521 円/回	退所に先立って、希望する居宅介護支援事業者に対して情報の提供を行い、連携して退所後の居宅サービス利用に関する調整を行った場合
	退所前訪問相談援助加算	1400 円/回	退所に先立って、退所後生活する居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して退所後のサービスについて相談援助を行った場合に最大2回を限度として加算
	退所後訪問相談援助加算	1400 円/回	退所後30日以内に生活している居宅や施設等を訪問し、本人家族等に対して相談援助を行った場合に1回を限度として加算
	在宅復帰支援機能加算	31 円/日	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うと共に居宅介護支援事業者や主治医との連携を図る場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	609 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合に7日を限度として加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の6.0%	介護職員処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員の処遇改善に努めている場合	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.7%	介護職員等特定処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	処遇改善計画を作成し、当該計画に基づき介護職員等の処遇改善に努めている場合	

◎食費・居住費は世帯収入により限度額が適用され減額される事があります。

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出る事がありますが、ご了承下さい。

## 特別養護老人ホーム 鹿田の庄 所得段階による料金試算表(30日計算)

利用者負担割合が3割の方

令和6年4月1日改定

	3割	食費(1445円/日)	居住費(2400円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	74,487	43,350	72,000	<b>189,837</b>	44,400	30,087
要介護2	81,535	43,350	72,000	<b>196,885</b>	44,400	37,135
要介護3	89,085	43,350	72,000	<b>204,435</b>	44,400	44,685
要介護4	96,231	43,350	72,000	<b>211,581</b>	44,400	51,831
要介護5	103,176	43,350	72,000	<b>218,526</b>	44,400	58,776

※高額介護サービス費:課税所得380万以上690万未満の方は93,000円、690万以上の方は140,100円に上限が変更されます

利用者負担割合が2割の方

	2割	食費(1445円/日)	居住費(2400円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	49,658	43,350	72,000	<b>165,008</b>	44,400	5,258
要介護2	54,357	43,350	72,000	<b>169,707</b>	44,400	9,957
要介護3	59,390	43,350	72,000	<b>174,740</b>	44,400	14,990
要介護4	64,154	43,350	72,000	<b>179,504</b>	44,400	19,754
要介護5	68,784	43,350	72,000	<b>184,134</b>	44,400	24,384

第4段階以上…市町村民税世帯課税の方

	1割	食費(1445円/日)	居住費(2400円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,829	43,350	72,000	<b>140,179</b>	44,400	0
要介護2	27,179	43,350	72,000	<b>142,529</b>	44,400	0
要介護3	29,695	43,350	72,000	<b>145,045</b>	44,400	0
要介護4	32,077	43,350	72,000	<b>147,427</b>	44,400	0
要介護5	34,392	43,350	72,000	<b>149,742</b>	44,400	0

第3段階②…市町村民税世帯非課税で年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万超の方

	1割	食費(1360円/日)	居住費(1310円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,829	40,800	39,300	<b>104,929</b>	24,600	0
要介護2	27,179	40,800	39,300	<b>107,279</b>	24,600	2,579
要介護3	29,695	40,800	39,300	<b>109,795</b>	24,600	5,095
要介護4	32,077	40,800	39,300	<b>112,177</b>	24,600	7,477
要介護5	34,392	40,800	39,300	<b>114,492</b>	24,600	9,792

※預貯金等資産状況:単身500万、夫婦1500万以下

第3段階①…市町村民税世帯非課税で年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万超120万以下の方

	1割	食費(650円/日)	居住費(1310円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,829	19,500	39,300	<b>83,629</b>	24,600	0
要介護2	27,179	19,500	39,300	<b>85,979</b>	24,600	2,579
要介護3	29,695	19,500	39,300	<b>88,495</b>	24,600	5,095
要介護4	32,077	19,500	39,300	<b>90,877</b>	24,600	7,477
要介護5	34,392	19,500	39,300	<b>93,192</b>	24,600	9,792

※預貯金等資産状況:単身550万、夫婦1550万以下

第2段階…市町村民税世帯非課税で年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万以下の方

	1割	食費(390円/日)	居住費(820円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,829	11,700	24,600	<b>61,129</b>	15,000	9,829
要介護2	27,179	11,700	24,600	<b>63,479</b>	15,000	12,179
要介護3	29,695	11,700	24,600	<b>65,995</b>	15,000	14,695
要介護4	32,077	11,700	24,600	<b>68,377</b>	15,000	17,077
要介護5	34,392	11,700	24,600	<b>70,692</b>	15,000	19,392

※預貯金等資産状況:単身650万、夫婦1650万以下

第1段階…高齢福祉年金受給者、生活保護受給者等

	1割	食費(300円/日)	居住費(820円/日)	利用者負担	高額介護	償還分
要介護1	24,829	9,000	24,600	<b>58,429</b>	15,000	9,829
要介護2	27,179	9,000	24,600	<b>60,779</b>	15,000	12,179
要介護3	29,695	9,000	24,600	<b>63,295</b>	15,000	14,695
要介護4	32,077	9,000	24,600	<b>65,677</b>	15,000	17,077
要介護5	34,392	9,000	24,600	<b>67,992</b>	15,000	19,392

※預貯金等資産状況:単身1000万、夫婦2000万以下